

学校法人佑愛学園の新型コロナウイルス対策のための行動計画

1. 行動計画の基本方針

新型コロナウイルスによる感染が拡大する状況において、本法人（大学・こども園・クリニック）は、法人の目的を果たすべき、新型コロナウイルスの影響を限りなく少なくするため、権限と責任を伴った組織及び体制を尽くし、その指揮系統下で職員（学生等を含む）等が秩序ある行動ができるよう本計画を策定する。

2. 危機対策本部の立ち上げ(学校法人佑愛学園危機管理規程第15条)

- ① 令和2年3月27日付危機対策本部を立ち上げる。
- ② 本部長は理事長、法人本部長、学長、副学長、園長、副園長、院長、危機管理委員会委員長とする。
- ③ 本部長は理事長をもって充てる。理事長不在時は学長が代行する。

3. 感染対策としての休校・休園・休業等の決定

- ① 大学の感染対策としての休校等の措置については、教育改革推進会議で速やかに検討し、危機対策本部で決定する。
- ② こども園の感染対策としての休園等の措置については、清須市等関連部局と相談の上、こども園運営会議で検討し、危機対策本部で決定する。
- ③ クリニックの感染対策としての休業等の措置については、クリニック運営会議で検討し、危機対策本部で決定する。
- ④ 非常時には、上記によらず危機対策本部で決定する。

4. 学生・園児(保護者)・患者への指導

- ① 学生・園児（保護者）・患者の健康状況の把握（検温等）を徹底する。
- ② 発熱や咳などの風邪の症状がみられるときは、自宅での静養を徹底する。
- ③ 静養のために授業、保育、行事等を欠席する場合は、大学・こども園等への連絡を徹底する。
- ④ 感染者との濃厚接触の事実が判明した場合は、自覚症状の有無にかかわらず、大学・こども園等に報告し、2週間（厚生労働省により観察を要するとされる期間）は外出を控えることを徹底する。

※濃厚接触者とは、「患者(確定例)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する。

- ① 世帯内接触者:「患者(確定例)」と同一住所に居住する者
- ② 医療関係者等: 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者
- ③ 汚染物質の接触者: 「患者(確定例)」由来の体液、分泌物(痰など(汗を除く))などに、必要な感染予防策なしで接触した者
- ④ その他: 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)

※国立感染症研究所より

5. 学生・園児(保護者)・患者・職員等に新型コロナウイルス感染の事実が判明した場合の対応

- ① 速やかに大学・こども園・クリニック等に報告する。連絡を受けた職員は担当部署、所属長等関連する職員に連絡する。
- ② 治癒するまでの間、出席、出勤等停止の措置をとる。
- ③ 危機対策本部は、学生・職員等に感染の事実が判明した場合は、文部科学省、愛知県衛生部、清須市役所等関連部局と相談し、休校・休園、閉鎖等の措置をとる（別紙参照）。
- ④ 治癒後に登校・登園等を再開する場合、事前に大学・こども園・クリニック等に連絡・相談する。

※休校・休園とは：講義、保育、サークル活動、ボランティア活動の停止

- ・学内施設全ての利用停止
- ・継続中の実験等は応相談
- ・職員は通常どおり出勤(出勤停止を命令することがある)

閉鎖とは

- ・行政からの指導または、法人の自主判断ですべての機能の停止
- ・全ての法人施設内の出入り禁止
- ・施設を管理する必要最少限の職員のみ出入りを認める

6. 職員の責務

- ① 基本的な感染症対策（手洗い、咳エチケットなど）を徹底する。
- ② 自らの健康状況の把握及び管理に努め、体調不良の場合は、その軽重を問わず、自宅で静養する。体温をはじめ症状について毎日チェックし、チェックシートに記載する。体調変化や症状がある場合は、各部署の上司に連絡する。
- ③ 不要不急の外出は中止、延期する。
- ④ 学内での外部向け関係者向けセミナーやイベントの開催を自粛する。
- ⑤ 学外のセミナー・研修会への参加を自粛する。
- ⑥ 多人数での会食、懇親会等を禁止する。
- ⑦ 会議、来客対応等は、できるだけ対面に代わる方法（電話・メール等）で実施する。やむを得ず対面で実施する場合は、換気や、近距離で会話や発声をしないように配慮する。また、参加者数の制限、開催時間の短縮に努める。
- ⑧ 各部署は感染防止に向けた必要な対応を行う（情報収集・共有、換気の実施やアルコール消毒液設置等環境整備 他）。

7. その他

- ① 新学期の授業開始日や各種行事のスケジュール変更等は臨機応変かつ柔軟に対応し、学生等への不利益を最小限に留めるよう配慮する。
- ② 罹患者への差別偏見が起きないように、平時に新型コロナウイルスに関する教育活動を行う。
- ③ ロックダウン時の対応は、国や自治体の方針に従って、危機対策本部で決定する。

学生(園児)又は教職員の新型コロナウイルス感染が判明した時 ～臨時休業等の判断について～

令和2年3月24日文科省通達

報告

- 感染者の症状の有無
- 学校内における活動の様態
- 接触者の多寡
- 地域における感染拡大の状況
- 感染経路の明否

